

B-TRY 株式会社 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のよう
に行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和6年11月11日～ 令和9年11月10日までの3年間
2. 内容

目標1：計画期間内に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについて全従業員に周知する。

<対策>

令和6年11月～ 制度に関するチラシを作成、全従業員に周知する。

目標2：令和7年4月までに、子の看護休暇の対象となる範囲を小学校3年生修了までとし、看護の他に感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式参加の場合でも取得可能とする。

<対策>

令和7年1月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

令和7年4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：中学校修了前の子を養育する社員が、就業しつつ子を養育することを容易にするために、子の看護等休暇制度（有給/年10日）を導入。

<対策>

令和8年2月～ 担当者にて社員のニーズ調査開始

令和8年3月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標4：フルタイム社員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働時間数を5時間未満とする。

<対策>

令和8年3月～ 法定時間外労働の原因の分析等を行う

令和8年5月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施

令和8年8月～ 社内報などによる社員への周知